

暴力団排除条例施行規則

平成23年1月14日
宮城県公安委員会規則第1号

暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告又は資料の提出の手續)

第2条 条例第20条の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第1号）を送達するものとする。この場合において、口頭による報告を求めることが適当であると認めるときは、口頭による報告の日時及び場所を報告・資料提出要求書に記載するものとする。

2 前項の報告・資料提出要求書を送達された者は、次項の提出期限までに報告・資料提出書（別記様式第2号）を提出し、又は口頭による報告の日時に指定された場所に出頭し、報告するものとする。

3 第1項の報告・資料提出要求書の送達は、前項の報告・資料提出書の提出期限又は口頭による報告の日時の2週間前までに行うものとする。

4 第1項の報告・資料提出要求書を送達された者が前項の提出期限までに報告・資料提出書を提出せず、又は口頭による報告の日時に出頭しないときは、報告若しくは資料の提出又は口頭による報告を拒んだものとして取り扱うものとする。

(調査の手續)

第2条の2 条例第20条の2第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出要求書（別記様式第2号の2）を送達するものとする。この場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、口頭による説明の日時及び場所を説明・資料提出要求書に記載するものとする。

2 前項の説明・資料提出要求書を送達された者は、次項の提出期限までに説明・資料提出書（別記様式第2号の3）を提出し、又は口頭による説明の日時に指定された場所に出頭し、説明するものとする。

3 第1項の説明・資料提出要求書の送達は、前項の説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明の日時の2週間前までに行うものとする。

4 第1項の説明・資料提出要求書を送達された者が前項の提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明の日時に出頭しないときは、説明若しくは資料の提出又は口頭による説明を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による報告の聴取)

第3条 第2条第1項の規定により口頭による報告を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 第2条第1項の規定により口頭による報告を求められた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書（別記様式第3号）により口頭による報告の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 前項の規定による申出に正当な理由があると認めるときは、口頭による報告の日時又は場所を変更するものとする。
- 4 第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による報告の日時若しくは場所を変更しないとき、又は前項の規定により口頭による報告の日時若しくは場所を変更したときは、速やかに、その旨を報告日時等決定通知書（別記様式第4号）により第2条第1項の規定により口頭による報告を求められた者に通知するものとする。

（口頭による説明の聴取）

第3条の2 第2条の2第1項の規定により口頭による説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 第2条の2第1項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記様式第4号の2）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 前項の規定による申出に正当な理由があると認めるときは、口頭による説明の日時又は場所を変更するものとする。
- 4 第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所を変更しないとき、又は前項の規定により口頭による説明の日時若しくは場所を変更したときは、速やかにその旨を説明日時等決定通知書（別記様式第4号の3）により第2条の2第1項の規定により口頭による説明を求められた者に通知するものとする。

（立入検査）

第3条の3 条例第20条の2第2項の規定による立入検査を行う警察職員は、警察本部長が指名するものとする。

- 2 条例第20条の2第3項の証明書の様式は、身分証明書（別記様式第4号の4）のとおりとする。

（勧告の方法）

第4条 条例第21条の勧告は、勧告書（別記様式第5号）を送達して行うものとする。

（公表の方法）

第5条 条例第22条第1項の規定による公表を行う場合は、次に掲げる事項を宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。以下同じ。）に登載し、かつ、インターネットによる公開により行うものとする。ただし、第1号に規定する者が少年である場合は、この限りでない。

- (1) 条例第22条第1項に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称

及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- (2) 前号に規定する者が正当な理由がなく条例第20条の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は正当な理由がなく条例第21条の勧告に従わなかった事実

(意見を述べる機会の付与)

第6条 条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会の付与に当たっては、同項に規定する者に対し、意見聴取通知書(別記様式第6号)を送達するものとする。この場合において、口頭で意見を述べる機会を与える必要があると認めるときは、当該機会の日時及び場所を意見聴取通知書に記載するものとする。

- 2 前項の意見聴取通知書を送達された者は、次項の提出期限までに申述書(別記様式第7号)を提出し、又は口頭で意見を述べる機会の日時に指定された場所に出頭し、意見を述べるものとする。

- 3 第1項の意見聴取通知書の送達は、前項の申述書の提出期限又は口頭で意見を述べる機会の日時の2週間前までに行うものとする。

- 4 第1項の意見聴取通知書を送達された者が前項の提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭で意見を述べる機会の日時に出席しないときは、申述書の提出又は当該機会を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭で意見を述べる機会)

第7条 前条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えるときは、警察本部長が指定する警察職員にこれを聴取させるものとする。

- 2 前条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合には、公安委員会に対し、意見聴取日時等変更申出書(別記様式第8号)により口頭で意見を述べる機会の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

- 3 前項の規定による申出に正当な理由があると認めるときは、口頭で意見を述べる機会の日時又は場所を変更するものとする。

- 4 第2項の規定による申出を受けた場合で口頭で意見を述べる機会の日時若しくは場所を変更しないとき、又は前項の規定により当該機会の日時若しくは場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見聴取日時等決定通知書(別記様式第9号)により前条第1項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた者に通知するものとする。

(代理人の選任等)

第8条 条例第20条の規定により報告若しくは資料の提出を求められた者、条例第20条の2第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、前項に規定する者のために、報告、説明若しくは資料の提出又は意見を述べる機会に関する一切の行為をすることができる。

3 第1項に規定する者は、代理人を選任しようとするときは、代理人選任届出書（別記様式第10号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 第1項に規定する者は、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第11号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（命令の方法）

第9条 条例第18条の2第3項及び第18条の3第2項の規定による命令は、中止命令書（別記様式第12号）を送達して行うものとする。ただし、緊急を要するため中止命令書を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

2 条例第18条の3第3項の規定による命令は、再発防止命令書（別記様式第13号）を送達して行うものとする。

（書類の送達）

第10条 第2条第1項、第2条の2第1項、第3条第4項、第3条の2第4項、第4条、第6条第1項、第7条第4項及び前条の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（暴力団事務所及び事業所を含む。）に送達するものとする。

（郵便又は信書便による送達）

第11条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送したときは、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

（交付送達）

第12条 交付送達は、警察職員が、第10条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書（別記様式第14号）と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるも

のに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し、又は差し置いた」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第13条 第2条第1項、第2条の2第1項、第3条第4項、第3条の2第4項、第4条、第6条第1項、第7条第4項及び第9条の規定により送達すべきこととされている書類は、その送達を受けるべき者の所在を知ることができず、当該書類を交付することができないときは、公示送達により行うものとする。

2 公示送達は、公安委員会が、当該書類を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を公安委員会の掲示板に掲示し、かつ、宮城県公報に登載して行うものとする。この場合において、公安委員会の掲示板に掲示した日から2週間を経過したときに、その送達を受けるべき者に対し送達すべき書類を交付したものとみなす。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日公安委員会規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年5月9日公安委員会規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(裏)

報告又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく報告又は資料の提出を拒んだときは、暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがあります。
- 2 報告・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、報告・資料提出要求書の番号及び日付並びに報告又は資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による報告を求められた場合は、報告・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに報告・資料提出書の提出がないとき（口頭による報告の場合は、報告の日時に出頭しないとき。）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による報告を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、報告日時等変更申出書により、口頭による報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 報告又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、報告・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に報告又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による報告の日時に出頭する場合は、この報告・資料提出要求書を持参してください。

別記様式第2号（第2条関係）

報告・資料提出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

暴力団排除条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり提出する。

報告・資料提出要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
報 告 又 は 資 料 の 内 容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第2号の2（第2条の2関係）

（表）

宮公委第 年 月 日 号

説明・資料提出要求書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例第20条の2第1項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求める。

説明又は資料の提出 を求める理由		
説明若しくは資料の 提出又は口頭による 説明の内容		
<input type="checkbox"/>	説明・資料提出 書の提出期限	年 月 日まで
<input type="checkbox"/>	口頭による 説明の日時	年 月 日 時 分
	出頭すべき場所	
備考		

注 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 暴力団排除条例第20条の2第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、立入検査を実施することがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合は、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明の日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

別記様式第2号の3（第2条の2関係）

説明・資料提出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

暴力団排除条例施行規則第2条の2第2項の規定により、次のとおり提出する。

説明・資料提出要 求書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
説明又は資料 の 内 容	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第3号（第3条関係）

報告日時等変更申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり口頭による報告の日時又は場所の変更を申し出る。

報告・資料提出要 求書の番号及び日付		宮公委 第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
申 出 理 由			

報告日時等決定通知書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例施行規則第3条第4項の規定により、次のとおり口頭による報告の日時又は場所を決定したので通知する。

報告・資料提出 要求書の番号及び日付		宮公委 第 号 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	報告の日時及び場所を変更しない理由		

別記様式第4号の2（第3条の2関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

暴力団排除条例施行規則第3条の2第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出る。

説明・資料提出要 求書の番号及び日付		宮公委 第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
申 出 理 由			

宮公委第 号
年 月 日

説明日時等決定通知書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例施行規則第3条の2第4項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所を決定したので通知する。

説明・資料提出 要求書の番号及び日付		宮公委 第 号 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	説明の日時及び場所を変更しない理由		

別記様式第4号の4（第3条の3関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書
	階 級
	氏 名
	年 月 日
	宮城県公安委員会 印

写 真

上記の者は、暴力団排除条例第20条の2第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

85.6

54.0

（裏）

暴力団排除条例（抜粋）

（調査）

第20条の2 公安委員会は、第18条の2第2項若しくは第18条の3第1項の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき又は第18条の2第3項、第18条の3第2項若しくは第3項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団排除のために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第18条の2第2項若しくは第18条の3第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき又は第18条の2第3項、第18条の3第2項若しくは第3項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であって、前項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団排除のために必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第25条 1・2 （略）

3 第20条の2第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 （略）

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

勸告書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例第21条の規定により、次のとおり勸告する。

勸告の内容	
勸告の原因となる事実	

注 正当な理由がなくこの勸告に従わなかったときは、暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがある。

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

（表）

宮公委第 年 月 号
年 月 日

意見聴取通知書

殿

宮城県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行うので、暴力団排除条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により通知する。

予定される公表の原因となる事実		
公表の根拠となる 条 例 の 条 項		<input type="checkbox"/> 暴力団排除条例第 2 0 条 <input type="checkbox"/> 暴力団排除条例第 2 1 条
<input type="checkbox"/>	申 述 書 の 提 出 期 限	年 月 日まで
<input type="checkbox"/>	口頭で意見を述べる機会の日時	年 月 日 時 分
	場 所	
備 考		

注 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見を述べる機会が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見を述べる機会の場合は、当該機会の日時に出頭しないとき。）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見を述べる機会が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見を述べる機会の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見を述べる機会に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

別記様式第7号（第6条関係）

申 述 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

暴力団排除条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり提出する。

意見聴取通知書の 番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
公表の原因となる事 実その他当該事案の 内容についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第8号（第7条関係）

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり口頭で意見を述べる機会の日時又は場所の変更を申し出る。

報告・資料提出要求書の の番号及び日付		宮公委 第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分から
		場 所	
申 出 理 由			

意見聴取日時等決定通知書

殿

宮城県公安委員会 印

暴力団排除条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり口頭で意見を述べる機会の日時又は場所を決定したので通知する。

意見聴取通知書の番号及び日付		宮公委 第 号 年 月 日	
□ 変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
□ 不変更決定	口頭で意見を述べる機会の日時及び場所を変更しない理由		

別記様式第10号（第8条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

私は、暴力団排除条例施行規則第8条第1項の規定により、次の者を代理人として
選任し、報告若しくは説明又は資料の提出
意見 を 述 べ る 機 会 に関する一切の行為をすることを委任する。

報告・資料提出要 求書若しくは説 明・資料提出要 求書又は意見聴取通 知書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 不要の文字は、=線で消すこと。

別記様式第11号（第8条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

私の代理人は、その資格を失ったので、暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により届け出る。

報告・資料提出 要求書若しくは説 明・資料提出要 求書又は意見聴取通 知書の番号及び日付	宮公委 第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

別記様式第12号（第9条関係）

中 止 命 令 書		第 号 年 月 日
殿		宮城県公安委員会 印 警察署長 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団排除条例第 条第 項の規定により、下記 のとおり命令する。		
記		
命 令 の 内 容		

命令をする 理由	
-------------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第13号（第9条関係）

再 発 防 止 命 令 書		第 号
殿		年 月 日
		宮城県公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者に対し、暴力団排除条例第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
記		
命 令 の 内 容		

命令をする 理由	
-------------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません（なお、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第14号（第12条関係）

受領確認書		
受領書類	文書番号	第 号
	日付	年 月 日
	書類名	
<p>上記書類を本日受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>宮城県公安委員会 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>		